

---

令和3年大和町議会3月定例会議会議録

---

令和3年3月2日(火曜日)

---

応招議員(18名)

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

## 出席議員（17名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	14番	堀籠日出子君
5番	今野信一君	15番	馬場久雄君
6番	犬飼克子君	16番	大須賀啓君
7番	馬場良勝君	17番	槻田雅之君
8番	千坂博行君	18番	高平聡雄君
9番	今野善行君		

## 欠席議員（1名）

13番	藤巻博史君		
-----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課 課 長	江 本 篤 夫 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長	野 田 美 沙 子
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番千坂裕春君及び12番門間浩宇君を指名します。

---

日程第 2「議案第20号 令和3年度大和町一般会計予算」

日程第 3「議案第21号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第 4「議案第22号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 5「議案第23号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 6「議案第24号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 7「議案第25号 令和3年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 8「議案第26号 令和3年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 9「議案第27号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第10「議案第28号 令和3年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第11「議案第29号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第12「議案第30号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第13「議案第31号 令和3年度大和町水道事業会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第2、議案第20号 令和3年度大和町一般会計予算から日程第13、議案第31号 令和3年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、よろしくお願いいいたします。

それでは、予算に関する説明書の80ページをお願いいたします。

9款教育費についてご説明申し上げます。

1項1目教育委員会費は、教育委員会運営に係る経費でございます。

1節並びに8節は、教育委員4名の報酬及び費用弁償等でございます。9節は、教育長交際費でございます。10節は、事務用消耗品、コピー代及び参考書籍購読料でございます。13節は、教育委員研修会の際の有料道路通行料及び有料駐車場使用料でございます。18節は、仙台管内教育委員会協議会ほか2団体に対する負担金でございます。

続きまして、2目事務局費でございます。教育委員会事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業、学校ICT環境整備事業、学び支援コーディネーター等配置事業、志まなび塾事業及び子どもの心のケアハウス事業に要する経費の計上でございます。

81ページをお願いいたします。

1節は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会等委員及び会計年度任用職員としての教育相談員、子どもの心のケアハウス職員の報酬でございます。7節は、教職員の各種研修会講師、学び支援コーディネーター、学び支援員、サマースクール等のボランティア及び「夢と希望と志を語る会」の講師謝礼でございます。賞賜金につきましては、教育論文応募者に対するものでございます。8節の費用弁償は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会等委員、学び支援コーディネーター及び会計年度任用職員に対するもの、普通旅費は、教育長が出席します各種会議等の旅費、職員の事業旅費、特別旅費は志まなび塾の参加者旅費、会計年度任用職員としての教育相談員、子どもの心のケアハウス職員の通勤手当でございます。10節の消耗品につきましては、コピー代等一般事務用品、ICT機器消耗品などでございます。燃料費は、公用車ガソリン代。食糧費につきましては、就学時健診従事者昼食代及び志まなび塾の参加者食事代などでございます。印刷製本費につきましては、町の学校

教育について紹介する冊子「大和町の学校教育」、志まなび塾研修報告書及び家庭学習の手引などに要するものでございます。光熱水費は、子どもの心のケアハウスの電気料及び水道料でございます。

82ページをお願いいたします。

修繕料は、公用車修理代及び小・中学校 I C T 機器等に要するものでございます。11節の通信運搬費につきましては、通信用切手代、ファクシミリ回線利用料など。手数料につきましては、自動検査用器具点検料などでございます。保険料として、公用車自動車損害保険料及び学び支援員等損害保険料を計上いたしております。12節は、標準学力調査等に係るもの、土曜学習まほろば塾、こころのプロジェクト「ユメセン」事業、外国語指導助手6名の業務、学校教育用コンピューター等保守点検業務及び新型コロナウイルス感染確認時の教育施設消毒作業の委託料でございます。13節の会場借上料は、志まなび塾視察先での会議室に係るもの。機械借上料につきましてはデジタル教科書、教職員用パソコン、小・中学校ネットワークセキュリティー機器、モバイルW i - F i 、タブレットドリル、子どもの心のケアハウスでのパソコン及び印刷機等の賃借料、車借上料につきましては、夢と希望と志を語る会の児童・生徒輸送用バス、志まなび塾視察研修時のバス・タクシー、子どもの心のケアハウス用車両に係るものでございます。有料道路通行料、駐車場使用料は、志まなび塾研修及び教育関係会議等での利用に係るものでございます。入場料は、志まなび塾の際の施設入館料でございます。17節の庁用器具費につきましては、補充用の小・中学校教員用パソコン6台及び大型モニター11台の購入費でございます。18節の負担金につきましては、富谷・黒川地区中学校体育連盟に対します負担金のほか、4団体に対する負担金でございます。24節は、学校校舎建築基金及び学校教育振興基金への積立てでございます。

次に、2項1目学校管理費でございます。小学校6校の施設維持管理及び児童、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費でございます。

1節は、学校医16名、薬剤師6名に対します報酬でございます。7節の報償金につきましては、林間教育サポーター、各小学校の環境整備の作業員及び体育館巡視等に要するもの、賞賜金は運動会賞品及び卒業記念品代に要するものでございます。8節は、プール監視員に対する費用弁償でございます。10節の主なものとしたしましては、小学校6校で必要とします消耗品費。

83ページをお願いいたします。

小学校施設維持管理に要する燃料費、来客用お茶代、印刷製本費及び光熱水等の

計上でございます。修繕料につきましては、施設、備品等修繕でございます。11節の通信運搬費につきましては、電話料、インターネット回線使用料、切手代、手数料は、プール水質検査料、ピアノ調律・クリーニング代、火災保険料、施設賠償保険等の経費についての計上でございます。12節は、児童及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員、新型コロナウイルス感染症防止対策としての校内消毒作業及び学校警備の業務委託料でございます。

13節は、鶴巣小学校通路の土地借上料、印刷機械借上料、陸上記録会、林間教室等の児童輸送のほか、難波地区児童輸送に係ります車借上料、テレビ受信料及び清掃用具借上料でございます。17節の学校用備品につきましては、小学校6校の学校管理用備品の計上でございます。18節は、日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下における児童の災害共済負担金及びほか4件の各種協議会等への負担金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。教育振興費につきましては、教材、備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業に要する経費でございます。

1節は、会計年度任用職員として、学習支援員16名、学校図書支援員6名を配置する経費についての計上でございます。7節は、スクールソーシャルワーカー2名の報奨金でございます。8節は、スクールソーシャルワーカーの費用弁償、学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当でございます。

84ページをお願いいたします。

10節は、小学校6校の消耗品及び教材備品の修繕料でございます。11節は、小学校における不要試薬廃棄手数料及びスクールソーシャルワーカーの損害保険料でございます。13節は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、修学旅行及び野外活動のバス増便分と、たいわっ子芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料でございます。

17節は、授業に用います一般教材及び学校図書購入に要します経費についての計上でございます。18節は、4キロメートル以上を対象とする遠距離通学児童への交付金及び学校・地域共学推進事業として各学校に交付するものでございます。19節は、要保護及び準要保護並びに特別支援教室児童に対する学用品や給食費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費でございます。小学校施設の維持管理に要する経費でございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品として、一般消耗品、砂、砕石代、修繕料として、学校施設の小破修繕料でございます。11節は、小学校における不要物品等の廃棄処理に係る手数料でございます。12節は、各小学校校地内維持管理業務、吉田小学校校舎照明器具LED化改修工事設計業務、消防設備、自家用発電機工作物、小荷物専用昇降機、FF暖房機及び空調設備の保守点検などの業務委託料でございます。13節は、AEDの借上料でございます。14節は、吉岡及び宮床小学校の雨漏り修繕、宮床及び小野小学校の防犯カメラの設置、宮床及び鶴巣小学校の校内電話更新、小野小学校手洗い場設置などの工事に要するものでございます。

次に、4目小学校建設費につきましては、吉岡小学校改築に要する経費でございます。

7節は、改築検討委員会委員への報奨金でございます。10節は、検討委員会に係る消耗品等でございます。12節は、吉岡小学校改築実施設計の業務委託料でございます。

85ページをお願いいたします。

次に、3項中学校費、1目学校管理費でございます。中学校2校の施設維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費でございます。

1節は、学校医7名、薬剤師2名及び会計年度任用職員としての中学校業務員1名の報酬でございます。7節は、各中学校の環境整備の作業員及び体育館巡視員等への報奨金、賞賜金は運動会賞品及び卒業生への記念品代でございます。8節は、職員旅費でございます。10節の主なものとしては、一般消耗品、中学校2校の維持管理用に要する燃料費、来客用お茶代、印刷製本代及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては、施設備品等の修繕でございます。11節の通信運搬費につきましては、電話料、インターネット回線使用料、切手代。手数料は、各種検査手数料など、火災保険料、施設賠償保険料等の経費についての計上でございます。12節は、生徒及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員2名の業務委託、スクールバス運行及び学校警備の委託料でございます。13節は、スクールバスの転回場の土地借上料、印刷機械の借上料、中総体、駅伝大会スクールバス代替タクシー等の生徒輸送に係ります車借上料、テレビ受信料及び清掃用具借上料でございます。17節の学校用備品につきましては、中学校2校の学校管理用備品の計上でございます。

86ページをお願いいたします。

18節の負担金は、日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下におけます生徒の災害共済負担金及びほか5件の各種協議会等の負担金の計上でございます。



補助金としましては、中総体東北大会等の参加事業費補助金の計上でございます。

次に、2目教育振興費につきましては、教材備品の整備に要します経費、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等に係ります経費でございます。

1節は、会計年度任用職員として、学習支援員4名及び学校図書支援員2名の報酬でございます。8節は、学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当でございます。10節は、教科書が改訂になることを受けての新たな指導書等の購入費用。修繕料につきましては、教材備品の修繕料でございます。11節は、電話料及び不要試薬廃棄手数料でございます。13節の機会借上料は、プログラミング教育用ロボットの賃借料。車借上料は、新型コロナウイルス感染防止対策として、修学旅行バスの乗員分及びたいわっ子芸術文化鑑賞への生徒輸送に係るものでございます。17節は、一般教材備品及び学校図書購入に要するものでございます。18節は、学校・地域共学推進事業として、各学校への交付を行うものでございます。19節は、要保護及び準要保護生徒に対します援助費及び特別支援教育生徒に対します学用品や給食費等の扶助費でございます。

87ページをお願いいたします。

次に、3目施設整備費につきましては、中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上でございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品費は砂、碎石代、修繕料は学校施設の小破修繕料でございます。11節は、不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。12節は、FF暖房機、小荷物専用昇降機、自動用電機工作物、消防設備及び空調設備の保守点検等の業務委託料でございます。13節は、AED借上料でございます。14節は、大和及び宮床中学校の防犯カメラの設置、宮床中学校校庭暗渠排水などに要します工事費でございます。

次に、4目中学校建設費につきましては、昨年度は宮床中学校スクールバス乗降場の実施設計を行ったもので、工事につきましては、県道大衡仙台線の開通により、交通量の状況を見極めながら今後検討してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

それでは、引き続き87ページをお願いいたします。

9款4項1目社会教育総務費でございます。生涯学習推進のための各種講座、講演会、家庭教育、青少年教育、協働教育、放課後子ども教室、成人教育、文化行政推進等の各種事業並びに社会教育施設管理を行うものでございます。

初めに、1節につきましては、社会教育委員13名分の報酬でございます。

88ページをお願いいたします。

7節の報償金につきましては、文化講演会、家庭教育、青少年教育等各種事業実施に伴う講師への謝金、原阿佐緒賞受賞者賞金、選考委員への謝金等でございます。

賞賜金につきましては、原阿佐緒賞入賞者副賞のブロンズと青少年の部の図書カード購入費用でございます。

8節、費用弁償につきましては、社会教育委員の会議等に伴うもの、普通旅費は家庭教育事業での保育所、児童館等、出先職員に要するもの、特別旅費は、各種事業実施に伴う講師交通費及び原阿佐緒賞選考委員・受賞者の交通費でございます。

10節、消耗品につきましては、一般事務及び各種事業での消耗品でございます。

燃料費は、公用車のガソリン代など、食糧費は、会議時及び事業実施時のお茶や講師昼食代など、印刷製本費につきましては、まほろば大学や文化講演会のチラシ、各種事業の活動記録等の印刷代でございます。

光熱水費につきましては、民族談話室の電気料、水道料でございます。

修繕料につきましては、

公用車、民族談話室の修繕費のほか、宮床宝蔵案内表示板、吉岡東官衙遺跡公園等説明板修繕の費用を計上いたしております。

11節でございます。通信運搬費につき

ましては、各事業実施に伴う連絡用郵便代のほか、放課後子ども教室の参加者連絡用一斉メールの費用、

広告料は、原阿佐緒賞短歌募集のための「短歌」の月刊誌等への広告掲載料でございます。

火災保険料は、社会教育施設の火災保険料、自動車損害保険料は公用車に係るもの、

保険料は各事業の講師及び参加者の傷害保険料でございます。

12節につきましては、原阿佐緒記念館等、宮床歴史の村に係る指定管理委託料、

吉岡東官衙遺跡公園の管理委託料、民族談話室巡視清掃委託料でございます。

13節でございます。土地借上料は、民族談話室敷地の借上げに係るもの、

機械借上料は、協働教育に係る農機具等を借上げるもの、車借上料は、各種事業実施のためのバスなどの借上料になります。

有料道路通行料、施設使用料は、事業実施に伴う高速道路通行料と自然の家などの使用に係るものでございます。

14節につきましては、雨漏りによります原阿佐緒記念館の外壁修繕と案内表示板設置工事、

宮床宝蔵雨どい取付工事、旧宮床伊達家住宅、水屋雨どい修繕工事を行うものでござ

います。18節につきましては、負担金として、黒川地域行政事務組合、郡町村社会教育委員連絡協議会、青少年のための県民会議及びジュニア・リーダー育成事業参加負担金でございます。補助金につきましては、89ページをお願いいたします。補助金につきましては、町PTA連合会、健やかな子どもを育む町民会議、町ジュニアリーダー連絡協議会、子ども会育成連合会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

それでは、引き続き89ページをお願いいたします。

2目公民館費でございます。公民館の事業運営に係る経費でございます。

事業内訳は、公民館分館長会の事業や、青少年、成人、女性、高齢者の教育事業、芸術文化の推進事業、図書室の運営事業に係る経費でございます。1節につきましては、図書室パートタイム会計任用職員の4名の報酬でございます。3節と4節につきましても、会計年度任用職員4名の期末手当と社会保険料でございます。7節につきましては、報償金は分館長41名の報償金でございます。その他、ふるさと体感隊、まほろば大学等の各種講座の講座の講師謝金、書き初め大会の審査員謝礼等でございます。賞賜金につきましては、成人式の記念品や写真代、書き初め大会の記念品でございます。8節につきましては、分館長の費用弁償及び会計年度任用職員4名の通勤手当でございます。10節につきまして消耗品は、資料やチラシ用紙、コピー料金、図書の購入や各種事業の材料代等でございます。燃料費は公用車のガソリン代、食糧費は町民文化祭・成人式協力者の昼食代、印刷製本費は成人式の冊子や町民文化祭のポスター、修繕料は公用車の整備代でございます。

11節につきましては、89ページと90ページをお開き願います。

各種事業や講座の案内等の郵送料、電話料、公用車の損害保険料、公民館総合補償保険料でございます。12節につきましては、町民文化祭での音響と照明操作業務委託料でございます。13節につきましては、図書システム借上料、女性教育事業に伴う移動研修のバス借上料、有料道路の通行料でございます。また、会議、研修会に伴う駐車料金でございます。18節につきましては、宮城県公民館連絡協議会、黒川郡公民館等連合会への負担金でございます。また、大和町連合青年団、大和町婦人

会連絡協議会、大和町文化協会への補助金でございます。26節につきましては、公用車の車検に伴う自動車重量税になります。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。文化財保護普及と文化財の調査事業を行っております。1節につきましては、文化財保護委員の報酬及び発掘調査に伴う作業員、嘱託調査員の報酬でございます。3節、4節につきましては、嘱託調査員に係ります期末手当、社会保険料でございます。7節につきましては、郷土史講座、文化財巡りの講師謝金でございます。8節、費用弁償につきましては、文化財保護委員に係る費用弁償、特別旅費は、郷土史講座講師の旅費、会計年度任用職員通勤手当は、嘱託調査員の通勤手当でございます。10節でございます。消耗品として、一般事務用品、コピー代、発掘調査用品などに要するもの、燃料費として、発掘調査用発電機のガソリン代、食糧費は、文化財巡り参加者昼食代、印刷製本費は、調査記録写真のプリント代でございます。

91ページをお願いいたします。

光熱水費は、信楽寺の電気水道代、修繕料は、発掘調査用機械などの修繕に要するものでございます。11節でございます。通信運搬費につきましては、携帯電話使用料、郷土史講座及び文化財巡りなどに係ります郵便代、手数料につきましては、信楽寺の水道開栓手数料、保険料は、文化財巡り参加者の傷害保険でございます。13節、機械借上料につきましては、発掘調査に係るバックホー、ダンプカー等の重機借上料、車借上料は、郷土史講座の講師送迎用タクシー代、文化財巡りのバス借上料、有料道路通行料につきましては、文化財巡りの際の高速道路通行料、入場料につきましては、文化財巡りでの施設入場料でございます。14節につきましては、文化財説明板設置費でございます。18節につきましては、負担金として、全国民俗芸能保存振興市町村連盟、補助金として、町内文化財等保存会9団体への補助金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

引き続き、91ページをお願いいたします。

続きまして、4目まほろばホールの管理費でございます。まほろばホールの施設管理運営に係る経費を計上したものでございます。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員10名の報酬と窓口業務パートタイム会計任用職員2名の報酬であります。3節と4節につきましても、会計年度任用職員2名の期末手当と社会保険料でございます。8節につきましては、まほろばホール運営委員10名の費用弁償と会計年度任用職員2名の通勤手当でございます。10節につきましては、消耗品は事務用品等、燃料費は冷暖房用の灯油代、ガス代、ガソリン代、食糧費は来賓用お茶代、印刷製本は連絡用封筒、光熱水費は電気、上下水道料でございます。修繕料は、施設内の小破修繕と設備修繕でございます。11節につきましては、連絡用郵送料、電話料、小ホールのピアノの調律手数料、座布団等クリーニング代、建物火災保険料、公用車の損害保険料と施設賠償責任保険料等でございます。

92ページをお開き願います。

12節につきましては、舞台機構等の操作や総合管理、休日窓口、植栽木の手入れ、除雪に伴う業務委託料でございます。また、外壁の点検等に伴う設計、管理委託料及び舞台照明や音響の各種保守点検等に伴う管理委託料でございます。13節につきましては、AEDパッケージの賃借料、テレビ受信料、電力量の監視システム使用料等でございます。14節につきましては、冷温水発生装置更新工事や舞台機構制御部更新工事、屋上防水工事等でございます。17節につきましては、ハンドメイド講座で使用するミシンの購入費用でございます。18節につきましては、黒川地区危険物安全協会、黒川地区防火管理協議会、公立文化施設協議会等の負担金でございます。また、大和町文化振興協会運営費の補助金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。吉田、鶴巣並びに落合の教育ふれあいセンターの管理運営に係ります経費を計上いたしております。7節につきましては、体育館巡視員の報償金でございます。10節でございます。消耗品費は、山砂、碎石、清掃用品等の購入に要するもの、草刈り機用としての燃料費、使用申請書等の印刷製本費、光熱水費は各施設の電気水道料、修繕料につきましては落合教育ふれあいセンターの受水槽用水ポンプ交換、鶴巣教育ふれあいセンターの体育館遮光カーテン交換のほか、急破修繕の費用を計上いたしております。11節につきましては、飲料水の検査手数料、施設の火災保険料、施設の賠償保険料などでございます。12節につきましては、業務委託料として、各施設の用務員、グラウンド管理、植木剪定、除雪の各業務委託料でございます。施設・備品管理委託として、設備の保守点検、警備業務等の委託料でございます。13節につきましては、AED借上料、NHK受信料、体育館清掃用具借上料でございます。

93ページをお願いいたします。

14節につきましては、各教育ふれあいセンターの一部トイレ洋式化工事、鶴巣教育ふれあいセンターの高圧機中開閉器更新工事、落合教育ふれあいセンターの駐車場舗装工事を行うものでございます。18節につきましては、黒川地区防火管理協議会への負担金及び防火管理者資格取得講習会の受講料でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、6目森の学び舎活動費につきましては、森の学び舎施設の管理運営に要する経費についての計上でございます。

10節は、清掃用消耗品代、プロパンガスの燃料代、施設の電気水道料、小破修繕料でございます。11節はし尿処理、し尿のくみ取り手数料、火災保険料等でございます。12節は、清掃及び管理委託料の計上でございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。スポーツの推進、町民のスポーツ活動への支援奨励と顕彰、スポーツ施設の管理を行うものでございます。また、明日3日に予定しております議会全員協議会におきましても、改めてご報告申し上げますが、延期になっておりました富谷市との合同事業七ツ森ハーフマラソン大会を令和3年度に開催することが決定いたしましたことから、大会開催に要します経費につきましても計上いたしているところでございます。

1節につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の報酬及びスポーツ推進委員15名分の報酬でございます。7節につきましては、全国大会等に出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金等でございます。8節、費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員に係るもの、特別旅費は、スポーツ推進委員研修会に要するものでございます。10節につきましては、消耗品費として、一般事務用品、コピー代及び日本ハンドボールリーグ開催時の参加チームへの記念品代等でございます。燃料費は、公用車ガソリン代、食糧費は、宮城ヘルシー大会参加選手の昼食代、修繕料につきましては、公用車の小破修繕でございます。11節といたしましては、通信運搬費として郵便代、手数料は、印紙代、体育施設の火災保険料、公用車の自動車損害保険料、スポーツ推進委員の傷害保険料を計上いたしております。12節につきましては、総合運動公園ほか体育施設の指定管理料及び大和町スポーツフェアの業務委託料を計上いたしております。

94ページをお願いいたします。

13節につきましては、宮城ヘルシー大会参加者の車借上料、研修会参加時の有料道路通行料でございます。14節につきましては、令和2年度に引き続き、大和町総合体育館の更衣室や2階などのトイレと屋外トイレの洋式化工事、総合体育館のライブカメラ設置工事、ダイナヒルズ野球場、駐車場、区画線修繕工事を行うものでございます。17節につきましては、総合運動公園分といたしまして、ハンドボールゴール1基、テニスコート支柱、テニスコートのネット、A Iサーマルカメラを購入するものでございます。18節負担金につきましては、県スポーツ推進委員協議会への負担金のほか、七ツ森ハーフマラソン大会の運営費といたしまして1,000万円をお願いするものでございます。なお、富谷市も当初予算におきまして同額を計上いたしており、今後実行委員会により大会事業を運営、最終的には参加費等の収入によ

り実績で精算するものでございます。補助金につきましては、大和町スポーツ協会及び大和町スポーツ少年団に対するものでございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内レクリエーション広場5施設の管理を行うものでございます。

10節につきましては、消耗品費は広場の砂代、光熱水費は広場の電気水道代、修繕料は各施設の小破修繕に要するものでございます。11節につきましては、水道の開栓手数料でございます。12節につきましては、各広場の施設管理を各地区に委託するものでございます。

続きまして、3目の自転車競技場管理費でございます。宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理を行うものでございます。12節につきましては、体育施設指定管理者に管理業務を委託するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 (文屋隆義君)

次に、4目学校給食センター費につきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する経費を計上いたしております。

1節は、学校給食運営審議会委員、会計年度任用職員としての業務員への報酬でございます。

95ページをお願いいたします。

8節は、学校給食運営審議会委員の費用弁償及び業務員の通勤手当でございます。10節の主なものにつきましては、消耗品費として、児童・生徒衛生管理用消耗品、児童・生徒用白衣の購入費用、給食センターの施設運営に要する燃料費、来客用お茶代、光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕費及び学校給食の賄い材料費でございます。11節は、電話料、給食センター及び学校教員の検便手数料、学校給食費の振替手数料、火災保険料、自動車損害保険料等でございます。12節は、学校給食調理業務、給食可燃ごみ収集運搬業務、施設設備の維持管理、点検等の委託料でございます。13節は、蒸気回転釜、ガスフライヤー、フードスライサー、食器、食缶洗浄器、消毒保管庫等機械の借上げ、テレビ受信料、清掃用具及び栄養価計算システムの借上料を計上しております。14節は、自動ドア及び洗浄室エアーカーテンの修



繕等、真空遮断機、変圧器及び高圧機器更新の工事費でございます。17節は、配膳台、運搬車、保温食缶等の購入に要します経費でございます。18節は、全国学校栄養士協議会宮城県支部ほか5団体への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

引き続き、95ページの最下段でございます。

次に、10款1項1目の農業用施設災害復旧費でございます。

現年単独災害復旧費は予算科目の設定でございます。

96ページをお願いいたします。

過年度補助災害復旧費の14節につきましては、2件の災害復旧工事費でございます。令和元年度の台風19号を国庫補助事業によりまして、令和元年度明許繰越事業で対応しておりますが、1件目は一級河川、小西川に係る鶴巣太田地区農道橋クモノカワ橋の護岸復旧工事の河川専用協議を、河川管理者である宮城県と令和元年12月から開始し、工事専用許可をいただきましたのが約1年後の令和3年1月となりまして、一般競争入札を実施しましたが不調となり、再度の入札を行った場合、河川専用条件である非取水期の5月31日まで標準的な工期が確保できないことから、令和3年度に改めて予算を計上いたしまして、秋の非取水時期である令和3年11月1日以降に復旧工事を計画するものでございます。

2件目につきましては、鶴巣大平中地区の谷津沢ため池でございますが、令和2年2月に指名競争入札を実施いたしましたが、不調となりまして、その後春の用水時期を迎えまして、秋口の工事を計画いたしまして、令和2年8月と令和2年の11月に改めて指名競争入札を実施いたしましたが、入札不調となりまして、4度目は工事の進入路との検討を加えた上、一般競争入札を計画いたしましたが、年度末まで標準的な工期が確保できないことから、令和3年度に改めて予算措置を行いまして、災害復旧を行うものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

同じく、2項1目道路橋りょう災害復旧費の14節及び2目河川災害復旧費の14節につきましては、予算科目の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、11款公債費につきましては、11の金融機関等への元金償還及び利子支払い額を計上いたしましたものでございます。12款予備費につきましては、地方自治法第217条の規定により計上いたすものでございますが、令和2年度は補正で1,000万円を追加し2,000万円といたしておりましたが、3年度は当初から2,000万円の計上といたしております。

一般会計につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、説明書121ページをお開きください。

議案第21号になります。令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

令和3年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ22億4,813万9,000円と定め、2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものとするものでございます。

第2条につきましては、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項

の規定により、最高額を5,000万円と定めるものでございます。

説明書127ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国保税、2目退職被保険者等国保税につきましては、平成30年度から県単位化に伴い、県から示された算定保険税総額を基に低所得者の層に対する軽減措置を考慮し、予算措置をしたものでございます。

2款1項1目督促手数料及び3款1項1目国庫補助金までにつきましては、科目設定でございます。

128ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付金となるものであり、医療費に係る普通交付金並びに保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健診等負担金としての特別交付金でございます。

5款1項1目収入利子及び配当金につきましては、国保基金利子でございます。

6款1項1目一般会計繰入金は、それぞれの節のとおり法定ルールでの繰入金でございます。

2項1目財政調整基金繰入金から、129ページ、8款3項までは全て科目設定でございます。

130ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、国保会計運営に要する事務経費でございます。

1節は事務補助のパートタイム任用職員の報酬になります。8節は職員の研修会時旅費とパートタイム任用職員の通勤手当になります。10節は参考図書代や国保保険証の印刷代などになります。11節は保険証の更新時の郵送に係る郵便料金等になります。12節は国保連合会へのレセプト点検委託料及び国保情報集約システムなどの運用委託料でございます。

2目は、県国保連合会への市町村割負担金等でございます。

131ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要する経費でございます。

8節は職員の旅費会時の旅費でございます。10節はプリンタートナー代、納税通知書封筒等の印刷代等でございます。11節は納税通知書等の発送に係る郵便代、コンビニ収納口座振替等の手数料でございます。

3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に要する事務経費でございます。1節は

9名の委員報酬でございます。8節は委員の費用弁償でございます。10節は参考図書購入費や、会議用お茶代などになります。11節は会議案内等の通信費でございます。

4項1目趣旨普及費は、国保制度の広報活動の経費でございます。10節は国保啓発用パンフレット代、11節はジェネリック医薬品の推奨通知の郵便代でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から、132ページ4目退職者被保険者等療養費までは、それぞれ医療費の保険者負担分で、国保連合会などへの負担金でございます。

5目審査手数料は、国保連合会への医療費の審査手数料でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費から、4目退職被保険者等高額介護合算療養費までは、それぞれ限度額を超える分について公費負担するものでございます。

133ページをお願いいたします。

3項移送費は、病院間の移送に係る車代でございます。

4項出産育児諸費は出産育児一時金で、1人42万円の支給でございます。

5項葬祭費は葬祭費用であり、1人5万円の支給になるものでございます。

134ページをお願いいたします。

6項傷病手当金であります。新型コロナウイルス感染症に感染した方や、その疑いがある方への傷病手当になるものでございます。

3款1項医療給付費分から135ページの3項介護納付金までは、県への納付金となるものでございます。

4款共同事業拠出金は、科目設定となるものでございます。

5款1項1目保健衛生普及費につきましては、1節は事務補助のパートタイム任用職員の報酬になります。7節は特定保健指導や健康づくり達人セミナー等の講師謝礼金などになります。8節はパートタイム任用職員の通勤手当でございます。10節は健診結果説明会時のパンフレットや事務用品等や保健指導対象者結果封筒印刷代等になります。12節は健診結果説明会事業や特定健診受診者重症化予防事業、特定保健指導予備軍への動機づけサポート事業等の業務委託料となります。27節繰出金は一般会計で実施する、がん検診への国保世帯相当分を拠出するものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費は、特定健診に要する経費になります。10節はコピー代や受診啓発用チラシ及び受診票送付のための封筒印刷代になります。11節は受診票の郵送料、医師会受診券発行手数料になります。

136ページをお願いいたします。

12節は特定健診業務やデータ管理等の委託費でございます。

6款1項基金積立金は、基金利子相当分を積立てするものでございます。

7款1項1目から5目の償還金及び還付加算金は、税の還付金、医療費の返還金等であり、これまでの実績に応じた予算措置と科目設定でございます。

137ページをお願いいたします。

8款は予備費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

再開は午前11時10分とします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、予算に関する説明書145ページをお願いいたします。

議案第22号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。

令和3年度大和町の介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億4,637万3,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

一時借入金でございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の

借入れの最高額は、3,000万円と定めるものでございます。

150ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、1節現年度分特別徴収保険料、2節現年度分普通徴収保険料及び3節滞納繰越分普通徴収保険料の見込額を計上したものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目の設定でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、介護給付費の20%相当分の法定負担分の現年度分国保負担金を見込んだものでございます。

2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の法定負担分の調整交付金を見込んだものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に関わる訪問型サービス事業費、通所型サービス事業費、介護予防事業費、日常生活支援総合事業審査支払手数料の20%相当分及び総合事業費、権利擁護事業費、包括的支援事業費、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業費、任意事業費の38.5%相当分の法定負担分の国庫補助金を見込んだものでございます。

3目保険者機能強化推進交付金、4目保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組に対して支援される交付金でございます。前年度同額を見込んだものでございます。

151ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の27%相当分の法定負担分の社会保険診療報酬支払基金より交付される交付金を見込んだものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、施設介護サービス給付等に係る17.5%及び介護給付費の12.5%相当の法定負担分の県負担金を見込んだものでございます。

2項1目交付金及び2目貸付金につきましては、科目の設定でございます。

3項1目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に係る介護予防事業、日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業、任意事業費の19.25%の法定負担分の県補助金を見込んだものでございます。

6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護保険財政調整基金からの利子見込額でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節は、介護給付費の 12.5%相当分の法定負担金で  
ございます。2 節及び 3 節は、職員人件費及び事務費でございます。

152 ページをお願いいたします。

4 節地域支援事業費の法定負担分でございます。5 節は低所得者保険料軽減に関わ  
ります繰入金でございます。

2 項 1 目財政調整基金借入金につきましては、科目の設定でございます。

8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金。

9 款 1 項延滞金加算金及び過料及び 2 項町預金利子につきましては、科目の設定で  
ございます。

3 項雑入の 1 目第三号納付金から 3 目滞納処分費までにつきましては、科目の設定  
でございます。

4 目雑入につきましては、配食サービス利用者負担金、介護予防事業健康貯金友の  
会参加費及びその他収入でございます。

154 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要します職員並びに  
任用職員の人件費、事務費、運営経費でございます。2 節から 4 節は、職員、任用  
職員の人件費に要します費用でございます。10 節は、事務用品及びコピー等の消耗  
品費、被保険者証、負担割合証の印刷製本費、グループホームすずらの風呂修繕  
費でございます。11 節は、介護給付費通知の郵送料、介護給付費通知作成等の処理  
の手数料、グループホームすずらの火災保険料でございます。12 節は、介護保険  
システムプログラム、介護保険台帳システム保守料及びグループホームすずらの  
雑草作業業務に要する費用でございます。13 節は、グループホームすずらんに係り  
ます土地借上料でございます。14 節は、グループホームすずらの床、トイレ、電  
気設備に関わる修繕工事に要する費用でございます。18 節は、認知症の人と家族の  
会宮城県支部及び宮城県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

155 ページをお願いいたします。

24 節は、介護保険財政調整基金への利子分の積立金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費につきましては、介護保険料の決定及び賦課徴収に要します費  
用でございます。10 節は、事務用品、介護保険料の決定及び納付通知書の印刷に要  
します費用でございます。11 節は、介護保険料の納付及び口座振替等の通知書発送  
の郵送料、口座振替、コンビニ及びクレジット収納に要します手数料でございます。

3項1目認定調査等費につきましては、介護認定及び調査事務に要します費用でございます。7節は、認定調査に係ります調査員の報償金でございます。8節は、認定調査員の調査業務に係ります費用弁償でございます。10節は、コピー代等の事務用品、公用車の燃料代及び主治医意見書用紙の印刷製本費、公用車の車検整備代でございます。11節は、郵便料金のほか、主治医意見書作成に要します手数料、自動車損害保険料でございます。12節は、要介護認定調査の業務委託料でございます。13節は、病院等で認定調査業務及び研修会の際の駐車場使用料でございます。18節は、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合の負担金でございます。26節は、公用車の自動車重量税でございます。

156ページをお願いいたします。

4項1目計画策定委員会費につきましては、介護保険運営委員会業務に要します費用でございます。1節及び8節につきましては、介護保険運営委員会に要する委員16名の報酬及び費用弁償でございます。10節につきましては、委員会のお茶代でございます。

2款保険給付費につきましては、各種介護サービス給付に要します費用でございます。

1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費等の18節は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与・購入、住宅改修等の居宅介護サービスに要します給付費でございます。

2目施設介護サービス給付費等の18節は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に要します給付費でございます。

3目居宅介護サービスの計画等費の18節は、居宅介護サービスのケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4目地域密着型介護サービス給付費等の18節は、地域密着型介護サービスとしてグループホーム等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要します給付費でございます。

続きまして、2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費は、介護サービス利用の1か月の支払いが一定以上の自己負担上限額を超えた部分を支給するために要します費用でございます。11節は、高額介護サービス費の通知に要する郵送料及び支給処理手数料でございます。

157ページをお願いいたします。

18節は、高額介護サービスに要する給付費でございます。



2目高額医療合算介護サービス費の18節は、介護保険と医療保険の1年間の利用等の支払いが一定以上の自己負担上限を超えた場合、介護保険分につきましては給付負担を行うために要する経費でございます。

3項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費及び2目介護予防サービス計画給付費の18節は、要支援の方の居宅介護予防サービス等に係ります給付費でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費の18節は、低所得者の方の介護保険施設入所に係ります居住費、食費の負担を軽減するために給付されます介護サービス等費でございます。

5項その他の諸費、1目審査支払手数料の11節は、介護給付費の審査手数料として宮城県国保連合会への手数料でございます。

158ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付加算金の22節は、第1号被保険者への還付金でございます。

4款地域支援事業費につきましては、要支援・要介護状態にならないため、介護予防、生活支援サービス事業費に要します費用でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問型・通所型サービス事業に要します費用でございます。12節は、からだ元気教室の業務委託でございます。18節は、介護予防、訪問、通所介護サービスに係る給付負担金でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、18節は介護予防ケアマネジメント事業に係ります給付負担金でございます。

2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防の基本的な知識の普及啓発及び介護予防活動の地域展開を支援するために要します費用でございます。7節は、生き生きサロン等の介護予防に係ります出前講座の講師謝礼、健康貯金友の会の運動指導士への謝金でございます。10節は、テキスト代、コピー代等の消耗品でございます。

3項包括的支援事業費、1目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように相談などにより実態を把握し、適切なサービスにつなげられるよう支援するために要する費用でございます。7節は、スーパーバイズ相談時の講師謝金でございます。

159ページをお願いいたします。

2目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待への対応を専門的な視点から権利

擁護などに要します費用でございます。7節は、高齢者虐待防止及び成年後見人申立てに対応するための弁護士謝礼、研修会開催時の謝金等に要します費用でございます。10節は、パンフレット、参考図書等の消耗品費でございます。12節は、高齢者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の関係機関との連携によりケアマネ・ケアスタッフ研修会などを開催し、包括的・継続的なケアマネジメントを実践するための後方支援を行うための経費でございます。2節から4節は、職員、任用職員等の人件費に要する費用でございます。7節は、ケアマネ・ケアスタッフ研修等に要します講師謝金でございます。10節は、コピー等の事務用品でございます。12節は、令和2年度から業務委託を開始いたしております地域包括支援センター運營業務委託に要します費用でございます。13節は、地域包括支援センターシステムハードウェアの賃貸借料でございます。

4目生活支援体制整備事業費は、高齢者の身近な地域住民が中心となり、社会福祉協議会やボランティア等の様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、高齢者の生活支援体制整備に要する費用でございます。7節は、研修会講師の謝礼でございます。10節は、事務用品等の消耗品費、普及啓発パンフレットの印刷費でございます。12節は、生活支援コーディネーターの業務委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に関わります認知症初期支援チームを配置し、早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築に要します費用でございます。160ページをお願いいたします。

7節は、認知症初期集中支援チーム業務に協力をいただきます医師及び認知症サポーターフォローアップ研修会に講師を要します謝礼でございます。8節は、認知症初期支援チーム研修、認知症支援推進員研修に要します費用でございます。10節は、事務用品代、認知症カフェに係りますお茶代、認知症ケアパスの印刷製本費でございます。

4項1目任意事業費につきましては、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう必要な支援を行うもので、配食サービス及び安心コールサービスなど、地域自立生活支援、家族介護支援事業に要する費用でございます。7節は、成年後見人及び安心コールセンター協力員への謝礼に要する費用でございます。10節は、資料代等の消耗品費でございます。11節は、郵送料、成年後見人制度の利用

支援事業に係る手数料、安心コール機器の設置手数料、ボランティア保険料でございます。12節は、配食サービス、安心コールセンター業務委託、機器保守点検に係る業務委託料でございます。13節は、安心コール機器の借上料でございます。

5項1目支払審査手数料、11節につきましては、支払審査手数料として国保連合会の手数料でございます。

5款1項1目につきましては、予備費を計上したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、説明書の168ページをお願いいたします。

議案第23号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ965万円を定めるものでございまして、款項の区分につきましては第1表とするものでございます。

172ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入は、宮床生産森林組合のほかへの貸付に伴います収入でございます。

2目利子及び配当金は、基金の利子を見込むものでございます。

2款1項1目造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる財源調整のため基金から繰り入れるものです。

3款1項1目繰越金は、科目の設定です。

4款1項1目預金利子及び2項雑入につきましても、科目設定でございます。

173ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目管理会費は、1節は管理委員7名の計上でございます。8節は、管理委員の費用弁償、研修随同行旅費でございます。9節は、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費は、一般の事務管理費でありまして、10節は事務消耗品、コピー代のほか、予算書・決算書の印刷代、電気料につきましても計上でございます。

11節は、通信用切手代でございます。12節は、用務員業務を委託するものでございます。

2目財産管理費につきましては、直営部分の管理経費を計上いたしております。12節は、山林巡視業務、作業道刈り払い業務でございます。18節は、林業関係3団体への負担金であります。

3目諸費につきまして、18節は、3財産区で構成しております連絡協議会への負担金です。27節は、事務費及び各種団体助成を一般会計に繰り出すものでございます。

174ページをお願いいたします。

3款予備費につきましては、前年度同額を措置いたすものでございます。

続きまして、176ページをお願いいたします。

議案第24号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ786万1,000円と定めるものでございまして、款項の区分につきましては、第1表とするものでございます。

180ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款県支出金1項県補助金であります。且ノ下地区の直営林につきまして、除間伐、作業道整備について見込むものでございます。

2款1項1目財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会などから貸付収入を見込むものでございます。

2目利子及び配当金は、科目設定の計上でございます。

2項1目不動産売払収入につきましても、科目設定の計上です。

3款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いの財源調整により、基金からの繰入れを予定するものでございます。

4款繰越金は、科目設定でございます。

5款1項森林研究・整備機構支出金は、檀ノ下地内の分収造林事業でございまして、除伐、作業道補修を実施するための計上であります。

2目預金利子と、181ページの3項雑入につきましては、それぞれの科目の設定を行ったものでございます。

続きまして、182ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費、1節は管理委員7名分の計上でございます。8節は、管理

委員の費用弁償、研修随同行旅費でございます。9節は、会長交際費です。

2款1項1目一般管理費は一般の事務管理費でありまして、10節は事務用消耗品、コピー代のほか、予算書・決算書の印刷代につきましての計上です。11節は、通信用切手代でございます。

2目財産管理費は、直営林の整備等の費用について計上いたしております。11節は、森林火災保険料であります。12節は、除間伐作業委託に要します経費であります。14節は、作業道整備工事費でございます。18節は、林業関係3団体への負担金でございます。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費につきましては、12節は除間伐、除草作業に要します経費であります。

183ページでございます。

4目諸費18節は、3財産区で構成しております連絡協議会への負担金です。27節は、団体への助成として一般会計に繰り出すものでございます。

予備費につきましては、前年度同額を措置いたすものでございます。

185ページをお願いいたします。

議案第25号 令和3年度大和町落合財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ530万1,000円と定めるものでございまして、款項の区分につきましては、第1表とするものでございます。

189ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、相川地区、報恩寺地区、松坂地区の3地区からの土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金は、基金の利子を見込むものでございます。

2款1項1目造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる財源調整のため、基金から繰入れるものでございます。

3款から以下の4款につきましては、科目設定を行っているものでございます。

190ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目管理会費につきましては、1節は管理委員7名分の計上です。8節は、管理委員の費用弁償、研修随同行旅費でございます。9節は会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費、10節は、事務消耗品、お茶、コピー代のほか、予算書・

決算書の印刷代の計上です。11節は、通信用切手代でございます。

2目財産管理費、12節は、境界刈り払い業務でございます。

3目諸費、18節は、3財産区で構成しております連絡協議会への負担金でございます。27節は事務費及び各種団体助成を、一般会計に繰り出すものでございます。

3款予備費は、前年度同額を措置いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

それでは、説明書192ページをお願いいたします。

議案第26号 令和3年度大和町奨学事業特別会計予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ691万4,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

それでは、195ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款、2款及び3款につきましては、科目の設定でございます。

4款1項1目1節につきましては、見込額の計上でございます。

5款1項1目1節につきましては、科目の設定でございます。

5款2項1目1節につきましては、現年度分・過年度分合わせまして、奨学金の貸与者45名からの償還金を計上いたしております。

次に、196ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の20節につきましては、高校生新規3名、継続1名、大学生新規10名、継続4名の18名に対します奨学金貸付金の計上でございます。

2目の事務費につきましては、1節及び8節は、奨学事業審議会委員の報酬と費用弁償、10節は予算書・決算書の印刷製本費、11節は郵便料金、24節は奨学事業基金への積立金でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

説明書198ページをお願いいたします。

議案第27号です。令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億3,807万5,000円と定め、歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

202ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、75歳以上の方々の保険料でございます。

1目の特別徴収保険料は、年金天引き分で、2目の普通徴収保険料は納付書での収納になるものでございます。

2款1項手数料につきましては、科目設定であります。

3款1項1目につきましては、人件費や事務費の繰入れになります。2目は低所得者の保険料軽減に充当するための繰入れでございます。

4款繰越金につきましては、科目設定でございます。

5款諸収入につきましては、1項も科目設定でございます。

2項につきましては、保険料の還付金になります。

203ページをお願いいたします。

3項は預金利子になります。

4項は、県後期高齢者広域連合からの健診受託による事業収入でございます。

5項につきましては、科目設定でございます。

204ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。10節はコピー代などの消耗品、予算・決算書の印刷代になります。11節は保険証発送などの郵便料金になります。12節は健診業務などの委託料でございます。

2項徴収費につきましては、保険料徴収に要する経費でございます。10節は消耗品及び保険料の通知書及び封筒の印刷代で、11節は通知書の郵送代及び口座、コンビニ

納付の手数料でございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

205ページをお願いいたします。

3 款諸支出金につきましては、還付金などに備えての予算措置であり、これまでの実績に基づき計上しております。

4 款は、予備費でございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後 1 時からとします。

午前 1 1 時 5 1 分 休 憩

午後 1 2 時 5 9 分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

午前に引き続き、よろしくお願いいたします。

予算に関する説明書の210ページをお願いいたします。

議案第28号 令和 3 年度大和町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和 3 年度大和町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ 8 億 3,787 万 8,000 円と定め、2 項として、予算の款項の区分、当該区分ごとの金額は第 1 表によるものでございます。

第 2 条、債務負担行為であります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、



期間及び限度額につきましては、第2表によるものでございます。

第3条、地方債であります。

地方自治法第230条第1項により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、第3表によるものであります。

第4条、一時借入金であります。

地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

213ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」であります。

令和3年度水洗便所改造資金利子補給及び資金損失補償につきましては、期間について補給及び補償とも令和4年度から令和6年度までとし、限度額については資金利子補給につきましては4万2,000円、資金損失補償の限度額は融資資金に係る未回収金額とするものであります。

次に、214ページの「第3表 地方債」であります。

起債の目的ごとの限度額であります。

公共下水道事業で3,230万円、資本費平準化事業として1億円、流域下水道事業として3,220万円、合計1億6,450万円とするものであります。

起債の方法、利率償還の方法は、記載のとおりであります。

216ページをお願いします。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金であります。

現年度及び過年度賦課分の計上であります。

3節については、小鶴沢幹線下水道管渠での維持管理費に対する応分の負担を宮城県環境事業公社に求める負担金を、4節については、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業の各特別会計について、公会計移行支援業務について下水道事業と併せ実施するもので、各特別会計からの負担金計上であります。

2款1項1目下水道使用料は、前年度予算比約6.2%増の見込額計上であります。

2目土木使用料は、公共下水道の雨水施設の占用料を、2項1目下水道手数料は、指定工事指定手数料等の収入見込額計上であります。

3款1項1目下水道費国庫補助金は、補助事業費5,350万円の補助率2分の1の計上であります。

217ページ、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、水洗便所普及費、水質規制

費等の管理費及び借入金償還金等での財源調整のための一般会計からの繰入金であります。

5款繰越金及び6款諸収入、1項1目町預金利子につきましては、科目の設定であります。

2項1目雑入は、排水設備申請関係用紙代の売上げなどの計上。

7款町債、1項1目下水道債は、公共下水道債、資本費平準化債、流域下水道債のそれぞれ本年度の予定額を計上しているものでございます。

218ページをお願いします。

歳出になります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務の一般管理経費のほか、使用料金等の賦課徴収費、水洗便所普及費、水質規制費及び施設の維持管理費などに要する費用を計上してございます。2節から4節は、職員1名分の人件費を、7節につきましては、公共下水道雨水施設の清掃への報償金、8節については、下水道公社主催の研修会及び工場検査立会いに要する費用、10節は事務用品の消耗品費のほか、公用車の燃料、来客者用お茶代、予算・決算及び排水設備申請書等の印刷代、光熱水費につきましてはマンホールポンプ場の電気料、修繕料につきましてはマンホールポンプ等の修繕に要する費用であります。11節は、同じくマンホールポンプ場の電話料など、手数料につきましては下水道使用料の徴収取扱手数料、污水管等の緊急清掃の手数料などであります。12節につきましては、料金算定業務等の水道事業への委託料、その他流域下水道の接続点17か所と特定事業所28か所の水質調査及びマンホールポンプと污水管の清掃業務委託に要する費用並びに下水道事業の消費税申告業務、地方公営企業法適用支援業務委託に要する経費を計上したものでございます。13節はマンホールポンプ制御盤設置箇所の土地借上料。

219ページになります。

15節はマンホール蓋、公共ます等の補修用材料購入費用。18節については、吉田川流域下水道維持管理費で、予定排水量453万6,000立方メートルとしております。仙台市下水道維持管理費につきましては宮城大学分を、大衡村維持管理費につきましては、糸繰マンホールポンプ場分の維持管理費の予定額を、補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましては、前年度以前分と現年度見込みの融資あっせん予定分の利子補給金でございます。26節につきましては、消費税及び地方消費税納付見込額を計上。

2項下水道建設費でございます。

1目建設費につきましては、公共下水道単独事業費のほか、補助事業費及び流域下

水道建設負担金であります。主なものといたしまして、2節から4節は職員1名分の人件費、8節につきましては、市町村土木職員研修会に要します費用、10節につきましては、コピー代等の消耗品費でございます。12節につきましては、補助事業による公共下水道のストックマネジメント策定に伴う都市計画決定図書作成業務及びマンホールポンプの更新設計業務を行おうとするものでございます。13節は、下水道の積算システム2台の利用料。

220ページをお願いします。

14節は補助事業としまして、総合地震対策によります吉岡南地内におけるマンホール11基の浮上防止工事を、単独事業分といたしましては公共ます3か所の設置工事、鶴巣及び落合、並びに杜の丘地区内4か所のマンホールポンプ施設監視装置更新工事を行う予定としているものでございます。

18節につきましては、吉田川流域下水道建設費で、大和浄化センター等の整備を行います建設費に係る市町村の負担金予定額。

2款1項公債費につきましては、令和3年度分の元金償還及び利子支払額の計上であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、228ページをお願いします。

議案第29号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度大和町の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,188万1,000円と定めるもので、第2項、歳入歳出予算の款項の区分、当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条、地方債であります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、第2表によるものでございます。

231ページをお願いします。

「第2表 地方債」で、起債の公営企業会計適用債であります。

令和4年度当初に公会計へ移行するため、システム移行支援に係るもので、限度額を90万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

233ページをお願いします。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目 農業集落排水事業分担金であります。当年度収入見込額計上でありませ

ず。

2 款 1 項 1 目 農業集落排水処理施設使用料につきましても、収入見込額の計上であり

ります。

3 款 1 項 1 目 一般会計繰入金は、管理費充当分及び起債償還に係る繰入れでありま

して、宮床クリーンセンターの施設修繕費、汚泥引き抜き委託業務等、実績見合いに

より計上したものでございます。

4 款繰越金及び5 款諸収入につきましては、科目の設定であります。

234ページ、6 款 1 項 1 目 下水道債につきましても、令和4 年度から公会計へ移行

するためのシステム移行支援を行うもので、その見込額の計上であります。

235ページになります。

歳出です。

1 款 1 項 1 目 一般管理費につきましては、事務経費及び管路マンホールポンプ、ク

リーンセンター等の維持管理に要する費用の計上でございます。2 節から4 節は、職

員1 名分の人件費を、7 節につきましては、クリーンセンター内除草及び放流水路除

草への報償金、10 節につきましては、事務用品費等の消耗品費、公用車の燃料費、予

算・決算の印刷、クリーンセンターやマンホールポンプに係る光熱水費、修繕料につ

きましてもマンホールポンプ等修繕であります。11 節につきましては、クリーンセン

ター及びマンホールポンプ場の電話料金、使用料徴収取扱手数料、管路の緊急清掃手

数料、クリーンセンターの火災保険料及び公用車の自動車損害保険料であります。12

節につきましては、クリーンセンターの運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物

の保安管理、メーター検針料金算定業務に係る水道事業への委託費であります。14 節

はマンホールポンプ場の施設監視装置更新及び管路埋設箇所の舗装復旧工事費であり

ます。18 節については、マンホールポンプ場管理用電波の利用料金及び公会計システ

ム並びに移行支援負担金であります。

236ページ、2 款公債費、1 項 1 目元金及び2 目利子とも令和3 年度分の償還予定

額であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、243ページをお願いします。

議案第30号 令和3 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算についてご説明申

上げます。

令和3年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,231万8,000円と定めるもので、2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分、当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条、地方債であります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、第2表によるものでございます。

246ページをお願いします。

「第2表 地方債」であります。

合併処理浄化槽整備工事に係るもので、限度額を590万円とするもので、起債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

248ページをお願いします。

歳入であります。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新たな設置による供用開始予定分6基を見込んでおります。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、管理基数を410基分とし、その見込額を計上しているものでございます。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、補助金の見込額を計上してございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、管理費及び建設費、借入償還金での財源調整のための一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金、6款諸収入の1項町預金利子及び249ページの2項雑入につきましては、科目の設定でございます。

7款町債、1項1目下水道債は、浄化槽に係る公会計移行に伴う起債及び工事に伴う起債の借入見込額の計上でございます。

250ページをお願いします。

歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費及び浄化槽維持管理費に要する費用を計上したもので、主なものとして、2節から4節につきましては、職員1

名分の人件費を、10節のうち、修繕料はブロワーの部品交換及び本体交換並びに浄化槽本体の軽微な修繕を見込んでの計上でございます。11節の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取扱手数料や法定検査手数料でございます。12節につきましては、浄化槽の保守・清掃点検に係る委託料や、料金算定業務及びメーター検針業務に係る水道事業への委託料でございます。13節は、浄化槽普及促進協議会研修会の際の公用車駐車代を、18節につきましては、県合併処理浄化槽普及促進協議会への負担金及び公会計移行に伴う業務の下水道特別会計への負担金であります。26節については、消費税及び地方消費税でございます。

2項1目合併処理浄化槽建設費であります。

新規設置工事に係る費用のほか、吉岡西部地区の整備に対します補助金交付事業の計上でございます。

251ページ、2節から4節は、職員1名分の人件費を、14節については、新たに整備します浄化槽の設置工事に係るもので、5人槽1基、7人槽5基、10人槽1基、合計6基の計上でございます。18節につきましては、合併処理浄化槽設置整備費として、吉岡西部地区に対する浄化槽設置補助金で、7人槽1基、10人槽1基、計2基分の見込額を計上しているものでございます。

次に、2款1項公債費につきましては、令和3年度分の元金及び利子の償還予定額を計上したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、258ページをお願いします。

議案第31号 令和3年度大和町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、総則であります。

令和3年度大和町水道事業会計の予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量ですが、給水戸数につきましては前年度当初予定戸数及び前年度実績見込みに伴い、微増の1万1,696戸を予定しております。

次に、年間総給水量及び1日平均給水量であります。県との基本協定によります予定時給水量として1万4,000トンがございます。その8割が責任水量となります。その責任水量を年間総給水量として、前年度より微減の303万6,030トン、1日平均給水量についても8,320トンの微増としております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は水道事業収益の合計額で9億2,929万円、支出は水道事業費用の合計額で9億1,105万4,000円となり、収支差引き1,823万6,000円の黒字の収支予定額としてございます。

259ページになります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額で、収入は合計額で1億6,169万1,000円、支出は合計額で3億3,824万2,000円の予定でありまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,655万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしてございます。

第5条、企業債であります。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものとしてございます。

目的として、鶴巣落合系送配水管強化事業、松坂配水管網強化整備事業に係るもので、合計限度額1億4,930万円とするものとしてございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

260ページの第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の給与費4,632万2,000円と定めるもの。

第7条、他会計からの補助金であります。政策的水量見合い分8,000トンの県受水費相当分などや、旧簡易水道事業に係ります一般会計からの繰入予定額を9,621万8,000円と定めるもの。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、2,000万円と定めるものとしてございます。

261ページであります。

資産の評価基準、評価方法など重要な会計方針に係る事項について記載した調書となっております。

次に、予算に関する説明書の262ページから265ページまでは収益的収支及び資本的収支の実施計画、266ページから271ページまでは給与手当等の人件費に関する明細でございます。

272ページは債務負担行為で、本年度及び過年度分の予定額に関する調書でございます。

273ページの令和3年度大和町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。表示は円単位であります。1,000円単位で説明させていただきます。

1. 営業活動によるキャッシュフローの当期純損失については、令和3年度損益計算において見込まれます利益で496万円としております。

非資金項目の調整の減価償却費2億3,295万6,000円のほか、記載の項目について計上しているもの、営業活動による資産及び負債の増減の資産の増減マイナス8,064万9,000円については、未収金貯蔵品等の増加額を、負債の増減6,895万4,000円は未払

金の減少額によるもので、営業活動によるキャッシュフローの合計は、1億6,519万5,000円であります。

右上の、投資活動によるキャッシュフローでございます。

建設改良費でマイナス2億4,969万5,000円で、令和3年度建設改良費支払見込額を計上し、実施による収入1,239万1,000円は起債及び一般会計出資金の受入額でございます。

投資活動によるキャッシュフローの合計額は、マイナス2億3,730万4,000円の予定としております。

3. 財務活動によるキャッシュフローの企業債発行については、1億4,930万円の令和3年度の借入予定額であり、企業債の償還はマイナス6,357万6,000円で、令和3年度の企業債の償還額でございます。

財務活動によるキャッシュフロー合計額は8,572万4,000円であります。

以上の内容で、資金増減額1,361万5,000円の増額ございまして、資金期首残高1億8,301万円との合計で資金期末残高は1億9,662万6,000円の予定としてございます。

次に、274ページの令和3年度水道事業予定貸借対照表について説明申し上げます。

主な科目ごとの予定額であります。資産の部の固定資産、排水管や機械施設等の(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、それに(3)投資その他資産の合計で70億8,825万円と予定してございます。

275ページの流動資産は、現金・預金、未収金、貯蔵品であり、合計で2億8,494万4,000円、資産合計は73億7,319万4,000円と予定してございます。

負債の部は、固定負債の(1)企業債であります。11億8,540万5,000円を計上してございます。

流動負債の(1)企業債、(2)未払金、(3)引当金、その他流動負債の合計額を1億7,951万6,000円、繰延収益の(1)長期前受金、(2)収益化累計額の合計22億62万6,000円を合わせた負債合計は35億6,554万8,000円を予定してございます。

次に、276ページでございます。

資本の部、資本金であります。(1)自己資本金の固有資本金、繰入資本金、組入資本金の合計32億3,371万2,000円を予定するものでございます。

次に、剰余金であります。(1)の資本剰余金、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金の合計額5,524万9,000円とし、(2)の利益剰余金は、各積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を5億1,868万4,000円とし、剰余金合計5億7,393万



3,000円を含めた資本合計は38億764万6,000円となる予定でございますが、負債・資本の合計73億7,319万4,000円は275ページの資産の合計と同額となるものでございます。

次に、277ページ、令和2年度水道事業予定貸借対照表ですが、令和2年度決算見込額による期末の予定額でございます。

主な科目ごとの予定額であります。資産の部、固定資産は排水管や機械施設等の有形固定資産、無形固定資産及び投資その他資産の合計で66億707万1,000円を予定しております。

278ページの流動資産につきましては、記載の項目で合計4億8,508万5,000円と予定し、資産の合計を70億9,215万6,000円としておるところでございます。

次に、負債の部であります。

固定負債は企業債、流動負債は企業債及び未払金予定額、引当金、その他流動負債を計上し、この繰延収益の(1)長期前受金から(2)収益化累計額を差し引いた繰延収益合計などで、負債合計32億8,194万円を予定しております。

次に、279ページの資本の部でございます。資本金の自己資本金等各資本金の合計額で32億3,371万2,000円といたしております。

次に、7の剰余金です。(1)の資本剰余金は工事負担金、他会計負担金等で、合計額5,524万9,000円で、(2)の利益剰余金は各種積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を5億2,125万3,000円とし、剰余金合計5億7,650万2,000円を含めた資本合計は38億1,021万5,000円で、負債・資本合計は70億9,215万6,000円を予定しているところでございます。

次に、280ページをお願いします。

令和2年度大和町水道事業予定損益計算書についてであります。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては、1億7,933万5,000円の営業損失でございますが、3の営業外収益と4の営業外費用における営業外収支においては、1,299万5,000円の黒字となります。5の特別利益、6の特別損失を差し引いた当年度の純利益は1,292万2,000円の予定額としておるところでございます。前年度繰越利益剰余金を加えました当年度未処分利益剰余金は、1,622万6,000円を予定額としているところでございます。

次に、281ページ、令和3年度水道事業会計予算内訳書についてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出です。

収入の1款水道事業収益であります。

1項1目給水収益は、有収水量給水塔の漏水認定などにより昨年度当初予定より0.5%の減少としてございます。

2目給水加入金につきましては、新たな給水加入による見込額で、アパートなどの口径13ミリを想定しての計上でございます。

3目その他営業収益は、メーター受信機、コードカバーなどの材売収益を、手数料は給水工事の設計審査及び回線の手数料、雑収益は下水道使用料等の徴収業務の受託料並びに消火栓維持管理費等の計上でございます。

次に、2項営業外収益であります。

1目他会計補助金、一般会計補助金につきましては、県からの受水費の政策的基本水量見合い分によるもののほか、簡易水道に係る補助金及び国の基準であります高料金対策について、現在の基準において該当することなどから、前年度より増額となっているものでございます。

2目受取利息配当金については、預金利息及び配当金の予定額でございます。

282ページ、3目開発負担金につきましては、民間アパート等の建築などからの見込額を計上してございます。

4目長期前受金戻入であります。国庫補助金等減価償却見合い分の計上でありませぬ。

5目雑収益は、第三者による給配水管の破損修繕費、その他雑収益は放射能検査料に係る東京電力からの賠償金であります。

次に、支出であります。

主なものとして、1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、窓口対応等のパートタイム会計年度任用職員の報酬及び職員6人分の給料等の計上、微消耗品費については事務用品費、テレメーター記録紙、参考図書の購入代。

238ページになります。

印刷製本費は納入通知書等印刷代、通信運搬費は電話料金及び専用回線料金など、保険料は公用車、建物、機械設備等の基準保険料による計上となっております。

委託料につきましては、メーター検針委託、水道料金等コンビニ収納代行業務委託、水質検査委託、水道メーターの検定期間満了による交換業務委託などのほか、給水の開始・中止作業業務の委託料を、動力費は宮床2号ポンプ場ほか7施設の動力電気料であります。

薬品費は、原水の凝集及び滅菌剤及び除水への追加滅菌剤の薬品などで、修繕費に

つきましては給配水管の修繕、旧簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用等でございます。

受水費につきましては、宮城県大崎公益水道からの受水料金で、過去5か年の実績平均で、前年度当初予算と比べまして0.4%の減を予定してございます。

賃借料につきましては、工事積算システムの使用料でございます。

2目の総係費であります。

報酬及び旅費につきましては、水道事業審議会委員11名の報酬及び旅費等でございます。

委託料は、水道事業庁舎の宿日直業務委託、公課費につきましては、公用車自動車重量税でございます。

報償費については、採水協力者への謝礼。

284ページの被服費につきましては職員の作業服代、賃借料については吉田地区の八志田橋水干のNTT施設への添架料でございます。

3目減価償却費につきましては、建物、排水管等の構築物、機械及び装置その他固定資産の令和3年度分償却分でございます。

4目は棚卸資産減耗費、5目はメーター受信機、コードカバー等の購入原価を計上してございます。

2項営業外費用となります。

1目は企業債の利息、2目雑支出は、第三者による給配水管の破損修繕費を計上しているものでございます。

285ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款1項1目企業債は、備考記載の事業実施に伴う借入れで、2項1目出資金は、旧簡易水道事業における起債元金に対します水道事業会計の一般会計出資金であります。

続きまして、支出でございます。

1款1項建設改良費、1目配水管工事費につきましては、漏水事故の未然防止の観点から、計画的に配水管の布設替え工事を実施するものでありまして、予定箇所は吉岡東下蔵、天皇寺地区及び旧升沢簡易水道、同じく旧難波・金取南簡易水道の配水管の布設替えを、2目水道施設更新事業費については、旧難波・金取南簡易水道の浄水場更新基本計画策定業務を、3目鶴巣落合系送配水管強化事業については、令和2年度に引き続き行うもので、本年度は、平成19年度に起きました漏水事故で町民及び企

業様へ多大なるご迷惑をおかけしました県道大和松島線、横断部分を含めました延長93.7メートルの更新を行うものでございます。

286ページになります。

4目松坂配水系管網強化整備事業についても、継続事業で、新設配水管布設工事を行うもので、本年度は北部工業団地内の県道への埋設を予定しているものでございます。

5目営業設備費の量水器費につきましては、水道メーターの新設予定分の購入費を、機械器具費につきましては、升沢取水施設及び浄水場へ監視カメラを設置するものでございます。

次に、2項1目企業債償還金については、借入元金の支払予定額をお願いするものでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

---

#### 日程第14「予算特別委員会の設置について」

議長（高平聡雄君）

日程第14、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第20号から議案第31号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第31号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するために、暫時休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時42分 再開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に堀籠日出子議員、副委員長に今野善行議員が選任されました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 2 分 休 憩

午後 1 時 5 0 分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

本会議を再開します。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月3日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 5 0 分 延 会